

校則

令和8年4月1日改定

服装、頭髪等について

1 制服

学校指定の上着、カッターシャツ、ポロシャツ、セーター、ベスト、ズボン、スカートは季節に応じて着用する。

式典の際は、原則として正装。（白シャツとブレザーの着用）季節に応じて変更。

*ズボンやスカートを極端にずらしたりしないこと

（ホック・チャックはきちんとしめる）

*制服の改ざんはしないこと。元に戻せない場合は買い直してもらいます

*学校指定のネクタイ・リボンを着用してもよい

2 その他

(1) カッターシャツ

- ・学校指定のカッターシャツを着用する
- ・長袖のシャツは必ず裾をズボンまたは、スカートの中に入れる
- ・第2ボタンまでは留める
- ・カッターシャツの首元から出てくるような形状のものは禁止

(2) コート類

- ・登下校の時、ブレザーの上に着用してもよい（華美でないもの）
- ・マフラーや手袋・帽子も登下校に使用してもよい

(3) 靴下類

- ・ストッキング、タイツは、華美でないものを着用すること

(4) 靴

- ・サンダル、下駄等は禁止
- ・スリッパ（上履）は、学校指定のものに限る

(5) カバン、ベルト類

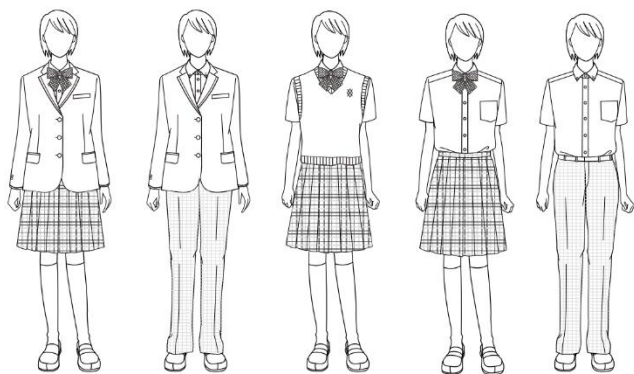
- ・華美でないものを使用すること

(6) 頭髪・装飾品等の以下項目内容は禁止

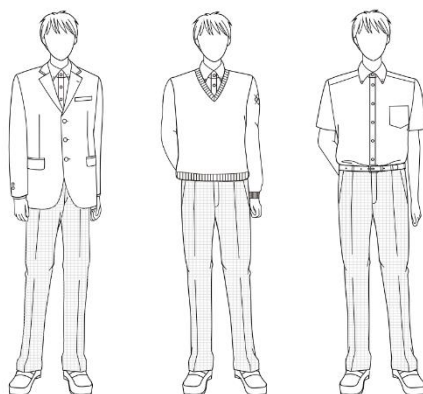
- ・パーマ、染髪、脱色、エクステ
- ・化粧、装飾品（指輪、ピアス、イヤリング、ブレスレット、ネックレス等）
- ・マニキュア、ペディキュア、カラーコンタクト等

以上についての違反物品は一時預かります。（学期末担任より返却）

女子制服について



男子制服について



単車、自動車について

いかなる理由があろうとも、通学に単車、自動車を使用しないこと。通学では、認められた自転車のみ使用が可能です。また通学でなくても制服を着たまま、単車、自動車に乗ることは禁止です。違反者は指導があります。

自転車通学について

交通ルールを守ることは、命を守ることです。

下記の事項をよく読んで一人一人が注意、配慮して自転車通学をすること。

注意事項

- (1) 2人乗りは絶対しない
- (2) 道路は必ず1列で走行する
- (3) 歩道通行可の所以外は、車道の左側を通行する
- (4) 正門前の歩道や道路上での待ち合わせをしない
- (5) 時間に余裕をもって家を出る（慌ててスピードを出すのは事故のもと）
- (6) 駐輪場は、指定された場所に奥から整列して駐輪する
- (7) 小さい道から大きい道にでるときは必ず一旦停止して安全を確かめる
- (8) 雨天時の通学は必ずレインコートを着用すること
- (9) 傘をさしながら、携帯電話を使用しながらの片手運転はしないこと
- (10) 夜間無灯火で走行しないこと
- (11) ヘッドフォンをつけたまま走行しない

※ 自転車通学者は必ず自転車通学許可願（必要な場合は生活指導部へ）を提出し、自転車には所定の鑑札を張り付けること。なお紛失等の場合、ただちに生活指導部に届け出、再交付の手続きをとること。なお無鑑札の自転車は学校において適切に処理する場合がある。

携帯電話について

- ・校内は決められた時間帯のみ使用可能。他の時間帯は、電源を切り鞆の中へ
- ・違反した場合、段階に応じた指導をする

手荷物などについて

- ・学習などに不必要なものを持ち込むことはできない

心得

- ・「創造の精神」「自主自律の精神」「思索の精神」「心身一体の精神」の教育方針
- ・教科学習と教科外活動の両輪に、丁寧に取り組むこと